

株式会社ベリテ定款

改正 昭和 26 年 6 月 28 日
昭和 30 年 6 月 29 日
昭和 34 年 8 月 28 日
昭和 38 年 6 月 28 日
昭和 40 年 6 月 30 日
昭和 40 年 10 月 30 日
昭和 44 年 3 月 28 日
昭和 45 年 3 月 28 日
昭和 46 年 3 月 28 日
昭和 47 年 8 月 15 日
昭和 50 年 3 月 38 日
昭和 55 年 3 月 28 日
昭和 58 年 3 月 28 日
昭和 59 年 3 月 28 日
昭和 60 年 9 月 4 日
昭和 61 年 3 月 31 日
昭和 62 年 3 月 24 日
昭和 63 年 4 月 30 日
平成 2 年 4 月 27 日
平成 3 年 4 月 23 日
平成 4 年 4 月 28 日
平成 6 年 4 月 27 日
平成 10 年 4 月 28 日
平成 11 年 4 月 28 日
平成 14 年 4 月 25 日
平成 15 年 4 月 24 日
平成 16 年 4 月 23 日
平成 17 年 4 月 21 日
平成 18 年 4 月 20 日
平成 18 年 11 月 30 日
平成 20 年 6 月 25 日
平成 21 年 6 月 25 日
平成 22 年 1 月 6 日
平成 25 年 6 月 28 日
平成 29 年 10 月 1 日
平成 30 年 3 月 9 日

令和4年6月24日

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ベリテと称し、英文では、Vérité Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 宝石、貴金属、宝飾品の販売ならびに製造、加工、修理
2. 宝石、貴金属、宝飾品の輸入
3. 時計の販売ならびに修理
4. 眼鏡、光学品具の販売ならびに修理
5. 衣料品、衣料用繊維製品の企画、製造、販売、輸出入
6. 一般日用品雑貨、家庭用品雑貨、衣料雑貨、インテリア雑貨の販売、輸出入
7. 家具、文房具、玩具、包装用容器の企画、製造、販売、輸出入
8. 化粧品の販売、輸出入
9. 食料品の販売、輸出入
10. リフレクソロジー、エステティックサロン、ビューティーサロンの経営及び施術者育成
11. 喫煙用具、写真機の販売
12. 美術工芸品の販売
13. 古物の売買
14. 労働者派遣業
15. 経営企画、財務、経理、人事、総務業務の受託
16. 商品企画、販売促進、マーケティング、広告宣伝業務の受託
17. 宝石、貴金属、宝飾品の販売並びに製造、加工、修理に関する業務の受託
18. 店舗開発、改装、出店地域の調査、出店及び閉店業務の受託
19. 前各号に定める業務に関するコンサルティング
20. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会

(4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、27,230,825株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料ならびに株主の権利の行使に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役会決議をもって予め定めた取締役がこれを招集し、議長となる。取締役会決議をもって予め定めない場合は取締役社長が株主総会を招集し、議長となる。

2 前項に基づき議長となる者に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第206条の2第5項及び第244条の2第6項の定めによるに定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役は、11名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

第21条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会)

第24条 取締役会は、法令または本定款で定める事項のほか、当社の業務に関する重要な事項を決定する。

(招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。但し、取締役社長以外の取締役も、取締役会を招集することができるものとする。また、取締役会の決議により、取締役社長以外の取締役が取締役会の議長となることができるものとする。

2 前項に基づき議長となる者に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、

他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(議事録)

第29条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名、記名押印または電子署名を行う。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役会決議に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(員数)

第32条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第33条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会)

第35条 監査役会は、法令または本定款で定める事項のほか、当社における監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項を決定する。

(常勤の監査役)

第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(決議方法)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(議事録)

第40条 監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに署名、記名押印または電子署名を行う。

(報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第43条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第46条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第47条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第48条

1. 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日とする。
2. 当社は、前項のほか、別に基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第49条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

- 2 前項の金銭には利息をつけない。